

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	丸森町水田農業推進協議会		整理番号	1(継続)		
使途名	団地加算(4ha以上)					
対象作物	飼料作物(飼料作物は別表1のとおり)					
単 価	10,000円/10a(2回目の配分時の上限単価:15,000円/10a)					
課 題	<p>丸森町の経営体における収益力を向上するため、主食用米に替わる収益力の基幹となる作物を生産販売する必要がある。</p> <p>団地化面積については、令和2年度で48.4ha(4ha以上:整理番号1,2合計)で本町全体転作面積のわずか5.5%である。また、飼料作物については、町内には乳牛1,699頭、肉牛642頭と需要があり、対象作物の各作付け農地の団地化面積を増加させることにより、各作物の労働コスト(労働時間)の削減を目指す。団地化取組面積及び削減効果については、1経営体で対象作物の複数作付けに取り組んでおり、対象作物の団地化取組面積の合計及び10aあたりの年間労働時間の合計をもって目標とする。</p> <p>なお、令和2年度実績を検証した結果、台風被害の他、高齢化の進展や高齢者不足等により畜産農家が減少しているため目標達成ができなかった。</p> <p>令和3年度においては、復旧工事完了・引渡しにあたり飼料作物の作付目標値が一時的に上がるため令和3年度の作付予定面積の数値を設定したが、令和4年度は令和2年度の実績から目標値を設定した。</p> <p>令和2年度の年間労働時間については、災害復旧事業を優先した影響で調査、検証できなかったが、令和元年度の年間労働時間である7.1h/10aと同程度と見込み、令和3年度には水田農業推進協議会の推進目標の7.0h/10aを目指す。</p>					
目 標	団地化取組面積 ・10aあたりの労働時間	目標	令和2年度 飼料作物 36.0ha 7.0h/10a	令和3年度 飼料作物 37.0ha 7.0h/10a	令和4年度 飼料作物 30.0ha 7.0h/10a	令和5年度 飼料作物 33.0ha 7.0h/10a
		実績	令和2年度 飼料作物 28.9ha 7.1h/10a	-	-	-
内 容	<p>対象作物を団地化して作付けした場合、作付け面積に応じて、作付けを行なった農業者等に対し定額助成する。</p> <p>単価については土壌改良、肥料、薬剤等に要する経費を想定しており、対象作物の継続的な生産ができるように設定した。</p>					
具体的要件	<p>1 助成対象者 飼料作物については、自家利用または実需者との利用供給協定により交付対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。</p> <p>2 取組要件 飼料作物については、自家利用または実需者との利用供給協定等を締結し、生産・収穫を行うこと。 青刈り稲、わら専用稲については、新規需要米取り組み計画の認定を受けること。 対象作物については、1作物につき1ha以上の連担団地を構成し、団地の合計面積が4ha以上とすること。 連担していることの判定は、各作物の作付け状況をほ場位置図に記し、一団となっていることをもって行うものとする。なお、同一作業地域において作業の連続性が確保できると認められる場合にあっては、一団とみなすことができる。連担していることの判定に当たっては対象作物と同じ作物が作付けされている畑地、農業用施設及び団地を構成する農業者の自宅が介在しても構わないものとする。</p>					

取組の 確認方法	<p>1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書。出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(出荷契約書、販売伝票、作業日誌等)による。利用供給協定書。</p> <p>2 取組要件 現地確認。出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(出荷契約書、販売伝票、作業日誌、自家利用計画書、利用供給協定書等)による。 新規需要米認定結果通知書を確認する。 団地化の計画図、ほ場位置図、現地確認による。</p>
成果等の 確認方法	<p>令和3年12月末までに以下の方法で確認する。 団地化面積は、交付対象面積を集計する。 労働コスト(労働時間)は、地域の代表的な農業者からの聞き取りによる。</p>
備考	<p>令和3年度の取り組みの検証を行い、効果が確認できれば次年度以降も支援を継続する。</p>

課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	丸森町水田農業推進協議会		整理番号	2(継続)		
用途名	団地加算(4ha以上)					
対象作物	飼料用米、WCS用稲(基幹作物)					
単 価	10,000円/10a					
課 題	<p>丸森町の経営体における収益力を向上するため、主食用米に替わる収益力の基幹となる作物を生産販売する必要がある。</p> <p>団地化面積については、令和2年度で48.4ha(4ha以上:整理番号1,2合計)で本町全体転作面積のわずか5.5%である。また、飼料用米及びWCS用稲については、町内には乳牛1,699頭、肉牛642頭と需要があり、対象作物の各作付け農地の団地化面積を増加させることにより、各作物の労働コスト(労働時間)の削減を目指す。団地化取組面積及び削減効果については、1経営体で対象作物の複数作付けに取り組んでおり、対象作物の団地化取組面積の合計及び10aあたりの年間労働時間の合計をもって目標とする。</p> <p>なお、令和2年度実績を検証した結果、台風被害の他、高齢化の進展や後継者不足等により目標達成ができなかった。また、令和3年度の目標については、令和元年東日本台風で被災した水田の復旧工事が完了し、水稻作付面積が増加したことから目標値の見直しを行った。</p> <p>令和3年度においては、過去最大の転換を実現するためにも対象作物への転換が急務であり、目標を26.5haに設定し、町の補助事業等を活用し自給飼料生産拡大を推進する。</p> <p>令和2年度の年間労働時間については、災害関係事業を優先した影響で、検証できなかったが、令和元年度の年間労働時間である35.6h/10aと同程度と見込み、令和3年度には水田農業推進協議会の推進目標の35.5h/10aを目指す。</p>					
目 標	・団地化取組面積 ・10aあたりの労働時間	目標	令和2年度 飼料用米 17.5ha WCS用稲 5.0ha 合計 22.5ha 35.5h/10a	令和3年度 飼料用米 21.5ha WCS用稲 5.0ha 合計 26.5ha 35.5h/10a	令和4年度 飼料用米 22.0ha WCS用稲 5.0ha 合計 27.0ha 35.5h/10a	令和5年度 飼料用米 23.0ha WCS用稲 5.0ha 合計 28.0ha 35.5h/10a
		実績	飼料用米 14.5ha WCS用稲 5.0ha 合計 19.5ha 35.6h/10a	-	-	-
内 容	<p>対象作物を団地化して作付けした場合、作付け面積に応じて、作付けを行なった農業者等に対し定額助成する。</p> <p>単価については土壌改良、肥料、薬剤等に要する経費を想定しており、対象作物の継続的な生産ができるように設定した。</p>					

<p>具体的要件</p>	<p>1 助成対象者 飼料用米・WCS用稲については、実需者等に出荷・販売することを目的にした場合、もしくは自家利用または実需者との利用供給協定等により交付対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。</p> <p>2 取組要件 飼料用米、WCS用稲については、自家利用または実需者との利用供給協定等を締結し、生産・収穫・出荷・販売を行うこと。 飼料用米については、新規需要米取り組み計画の認定を受けることとし、区分管理の取り組みとする。 WCS用稲については、新規需要米取り組み計画の認定を受けること。 対象作物については、1作物につき1ha以上の連坦団地を構成し、団地の合計面積が4ha以上とすること。 連坦していることの判定は、各作物の作付け状況をほ場位置図に記し、一団となっていることをもって行うものとする。なお、同一作業地域において作業の連続性が確保できると認められる場合にあっては、一団とみなすことができる。連坦していることの判定に当たっては対象作物と同じ作物が作付けされている畑地、農業用施設及び団地を構成する農業者の自宅が介在しても構わないものとする。</p>
<p>取組の確認方法</p>	<p>1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書。出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(出荷契約書、販売伝票、作業日誌等)による。利用供給協定書。</p> <p>2 取組要件 現地確認。出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(出荷契約書、販売伝票、作業日誌、自家利用計画書、利用供給協定書等)による。 新規需要米認定結果通知書の写し、団地化計画図、ほ場位置図、現地確認による。</p>
<p>成果等の確認方法</p>	<p>令和4年2月末までに以下の方法で確認する。 団地化面積は、交付対象面積を集計する。 労働コスト(労働時間)は、地域の代表的な農業者からの聞き取りによる。</p>
<p>備考</p>	<p>定着度が高い現状から、定着度の低い取組要件への見直しは必要と考えられるため、取組者への聞き取り調査等により、新たな個票の検討を行う必要がある。令和2年度において取組者への聞き取り調査を行う予定であったが災害関係事業を優先したことにより調査、検証できなかったことから、調査を令和3年度に実施し、令和4年度より新たな取組要件を設定する。</p>

課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

(別表1) 粗飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし
青刈りソルガム
テオシント
スーダングラス
青刈り麦(らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。)
青刈り大豆
子実用えん麦
青刈り稲
わら専用稲
青刈りひえ
しこくびえ
オーチャードグラス
チモシー
イタリアンライグラス
ペレニアルライグラス
ハイブリットライグラス
スムーズブロムグラス
トールフェスク
メドーフェスク
フェストロリウム
ケンタッキーブルーグラス
リードカナリーグラス
バヒアグラス
ギニアグラス
カラードギニアグラス
アルファルファ
オオクサキビ
アカクローバ
シロクローバ
アルサイククローバ
ガレガ
ローズグラス
パラグラス
パンゴラグラス
ネピアグラス
セタリア
飼料用かぶ
飼料用ビート
飼料用しば

(注) 上記の粗飼料用作物等については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される牛、馬、羊、山羊に供される場合に限ります。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	丸森町水田農業推進協議会		整理番号	3(継続)		
使途名	振興特産作物助成					
対象作物	ブロッコリー、キク(花き)、えごま(基幹作物)					
単 価	20,000円/10a(2回目の配分時に上限単価:22,000円/10a) 25,000円(被災農地に作付けした場合に限る)					
課 題	<p>丸森町の経営体における収益力を向上するため、主食用米に変わる収益力の基幹となる作物を生産販売する必要がある。露地野菜を中心とした農業振興ビジョンで推進する振興特産作物の作付け拡大を図るとともに施設園芸の取組みを支援し、園芸作物の産地化を推進し、収益性の高い農業を目指す必要がある。</p> <p>特に「ブロッコリー、キク」は、鳥獣被害も受けにくく、中山間地域等の条件不利地域での栽培に有用であるため作付け拡大を推進する必要がある。また、JA系統との連携や地元直売所での販売を更に促し需要の拡大を図るとともに、安定的な供給に努める必要がある。あわせて、上記作物と同様の有用性があるえごまを振興特産作物として令和3年より追加し、強力に推進する。</p> <p>このことから、本町では、振興特産作物の作付面積を拡大させることにより、経営体における収益力の向上を図る必要がある。</p> <p>なお、令和2年度実績を検証した結果、ブロッコリー、キクともに令和元年東日本台風で農地が被災したことにより作付面積の減少となったが、新たにえごまを追加し、中山間地域等における高収益作物の定着と新たな作物の産地化を図る。</p> <p>令和3年度については、被災農地における早期の営農再開支援とともに、ブロッコリーは引き続き集落営農組織を中心に作付拡大を推進し、水田農業推進協議会の推進目標の7.0haを目指す。キクは、新規栽培の取組が鈍化していること、生産者の高齢化および労力不足により規模拡大志向の生産者が少ないことが要因として考えられることから、町単事業である園芸特産振興事業において新規栽培者に対する初期経費助成、規模拡大に対する機械導入経費の一部助成をあわせて支援していくことで、令和3年度には2.6haを目指す。えごまは、令和2年実績で0.9haであったが、今後、生産者で構成する研究会及び専用コンバインの導入等が予定されており、新規栽培者の初期投資助成や規模拡大を図るための経費等を支援していくことで令和3年度には3.6haを目指す。</p> <p>また、令和元年東日本台風により被災した水田に作付けする場合、復旧工事が完了するまで生産費の支援割合を引き上げ、各作物毎に25,000円の支援を行う。</p>					
目 標	ブロッコリー、キク、えごまの作付面積	目標	令和2年度 ブロッコリー 7.0ha キク 2.6ha	令和3年度 ブロッコリー 7.0ha キク 2.6ha えごま 3.6ha	令和4年度 ブロッコリー 7.1ha キク 2.7ha えごま 3.8ha	令和5年度 ブロッコリー 8.0ha キク 3.0ha えごま 4.0ha
		実績	ブロッコリー 6.2ha キク 1.8ha えごま 0.9ha	-	-	-
内 容	<p>振興特産作物を作付けした場合、作付け面積に応じて、作付けを行った農業者等に対し定額助成する。</p> <p>単価については土壌改良、肥料、薬剤等に要する経費を想定している。また、対象作物については、園芸作物の中でも鳥獣被害を受けにくく、中山間地域での栽培に有用であり、町、JA、普及センター等関係機関が作付け推進している作物である。</p>					
具体的要件	<p>1 助成対象者 実需者等に出荷・販売することを目的として、交付対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。</p> <p>2 取組要件 収穫・出荷・販売を行うこと。</p>					
取組の確認方法	<p>1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書。出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(出荷契約書、販売伝票、作業日誌等)等による。被災農地等の場合には復旧工事対象であることが分かる書類。</p> <p>2 取組要件 現地確認。出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(出荷契約書、販売伝票、作業日誌等)による。</p>					
成果等の確認方法	<p>令和3年12月末までに以下の方法で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作付面積は、交付対象面積を集計する。 					
備考	<p>令和3年度の取組みの検証を行い、効果が確認できれば次年度以降も支援を継続する。</p>					

課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	丸森町水田農業推進協議会		整理番号	4(継続)		
用途名	振興特産作物助成					
対象作物	振興特産作物(ブロッコリー、キク、えごま以外)の野菜、果樹、その他作物(基幹作物) 作物名は別表2のとおり					
単価	15,000円/10a 20,000円(被災農地に作付けした場合に限る)					
課題	<p>丸森町の経営体における収益力を向上するため、主食用米に変わる収益力の基幹となる作物を生産販売する必要がある。露地野菜を中心とした農業振興ビジョンで推進する振興特産作物の作付け拡大を図るとともに施設園芸の取り組みを支援することで、園芸作物の産地化を推進し、収益性の高い農業を目指す必要がある。また、JA系統との連携や地元直売所での販売を更に促し需要の拡大を図るとともに、安定的な供給に努める必要がある。</p> <p>このことから、本町では、振興特産作物の作付面積を拡大させることにより、経営体における収益力の向上を図る必要がある。なお、通年、直売所への安定的な供給に努める必要があることから、対象作物の作付面積の合計をもって目標とする。</p> <p>なお、令和2年度実績を検証した結果、目標値より作付面積が0.6ha減少しており、振興特産作物及びその他作物の高収益作物の作付面積全体では令和2年度は22.9haと本町全体で台風の影響により減少している状況である。令和3年度は、被災水田における早期営農再開に向けた支援及び中山間地域の特性を活かし、地域に適した作物や果樹栽培の振興を図り、水稲から高収益作物への転換に対応できる生産体制を整えるための取組として労働力の確保、施設園芸の設備経費等の一部を支援するとともに、新たな取組者を発掘し今後一層の作付拡大を図る。</p> <p>また、令和2年度の取組面積は12.4haで、実績が目標を下回ったので目標を下方修正し、令和3年度には水田農業推進協議会の推進目標の13.0haを目指す。</p> <p>また、令和元年東日本台風により被災した水田に作付けする場合、復旧工事が完了するまで生産費の支援割合を引き上げ、各作物毎に20,000円の支援を行う。</p>					
目標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	振興特産作物の作付面積	目標	13.0ha	13.0ha	13.5ha	14.0ha
		実績	12.4ha	-	-	-
内容	<p>振興特産作物を作付けした場合、作付け面積に応じて、作付けを行った農業者等に対し定額助成する。</p> <p>単価については、土壌改良、肥料、薬剤等に要する経費を想定している。</p>					
具体的要件	<p>1 助成対象者 実需者等に出荷・販売することを目的として、交付対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。</p> <p>2 取組要件 収穫・出荷・販売を行うこと。(果樹は除く) 果樹については、令和3年度に新植したものを対象とし、初年度のみを交付する。 いちご、トマトについては施設で生産されたものとする。</p>					
取組の確認方法	<p>1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書。出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(出荷契約書、販売伝票、作業日誌等)による。被災農地等の場合には復旧工事対象であることが分かる書類。</p> <p>2 取組要件 現地確認。出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(出荷契約書、販売伝票、作業日誌等)による。 果樹については、前年度及び当年度の水田台帳、現地確認結果。</p>					
成果等の確認方法	令和3年12月末までに以下の方法で確認する。 ・作付面積は、交付対象面積を集計する。					
備考	令和3年度の取り組みの検証を行い、効果が確認できれば次年度以降も支援を継続する。					

課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

(別表2) 整理番号4 : 振興特産作物

品目一覧(丸森町)

区 分	作 物 名
野菜類 (20種)	そら豆、枝豆、とうもろこし、フキ、ワラビ、タラの芽、ウド、ヨモギ 自然薯、ねぎ、白菜、キャベツ、イチゴ(施設)、トマト(施設) ヤーコン、きゅうり、インゲン、スナップエンドウ ニンジン、玉ねぎ、
果樹類 (3種)	ブルーベリー、イチジク、柿

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	丸森町水田農業推進協議会			整理番号	5(継続)	
使途名	その他作物助成					
対象作物	振興特産作物以外の野菜、花き・花木、果樹、その他作物(基幹作物) 作物名は別表3のとおり					
単 価	5,000円/10a(2回目の配分時に上限単価:10,000円/10a) 20,000円(被災農地に作付けした場合に限る)					
課 題	<p>丸森町の経営体における収益力を向上するため、主食用米に変わる収益力の基幹となる作物を生産販売する必要がある。露地野菜を中心とした水田農業ビジョンで推進する振興特産作物の作付け拡大を図るとともに施設園芸の取り組みを支援し、園芸作物の産地化を推進し、収益性の高い農業を目指す必要がある。また、JA系統との連携や地元直売所での販売を更に促し需要の拡大を図るとともに、安定的な供給に努める必要がある。</p> <p>このことから、本町では、直売所が小規模農家の重要な収入源であると捉えており、来客者からは多品種の新鮮な農作物に対するニーズがあり、ニーズに応えるには振興特産作物に加え中山間地域の特性を活かした地域に適した作物や果樹栽培等のその他作物の作付面積の拡大が必要であるため支援を継続する。直売所等でお客様から又は農業者から要望等により、また、通年、直売所への安定的な供給に努める必要があることから、対象作物の作付面積の合計をもって目標とする。</p> <p>なお、令和2年度実績を検証した結果、目標値より3.6ha減となった。要因としては、令和元年東日本台風の影響によるもののほか、生産者の減少や高齢化による労働力不足、規模拡大志向の鈍化が面積拡大の障害となっていると考えられ、作付面積が減少している。振興特産作物及びその他作物の高収益作物の作付面積全体では令和2年度は22.9haであり、本町全体では台風の影響により減少している状況である。水稻から高収益作物への転換に対応できる生産体制を整えるための取組を継続して支援し、新たな取組者を発掘していくとともに、町単事業である園芸特産振興事業等により機械・施設整備に係る経費をあわせて支援し、現取組者も含め、今後一層の作付拡大を図る。</p> <p>また、令和2年度の作付面積は、2.0haにとどまっており、被災水田における早期営農再開に向けた支援及び生産体制を整える取組として労働力の確保、施設園芸の設備経費等を支援することで令和3年度目標を5.8haに設定し、達成を目指す。</p> <p>また、令和元年東日本台風により被災した水田に作付けする場合に限り、振興特産作物と同等の生産費の支援割合に引き上げ、各作物毎に20,000円の支援を行う。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	その他作物の作付面積	目標	5.6ha	5.8ha	6.0ha	6.5ha
		実績	2.0ha	-	-	-
内 容	振興特産作物以外を作付けした場合、作付け面積に応じて、作付けを行った農業者等に対し定額助成する。 単価については土壌改良、肥料、薬剤等に要する経費を想定しており、対象作物の継続的な生産ができるように設定した。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 実需者等に出荷・販売することを目的として、交付対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。</p> <p>2 取組要件 作物名は、別表3のとおり 収穫・出荷・販売を行うこと。(果樹は除く) 果樹については、令和3年に新植したものを対象とし、初年度のみを交付する。</p>					
取組の確認方法	<p>1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書。出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(出荷契約書、販売伝票、作業日誌等)による。被災農地等の場合には復旧工事対象であることが分かる書類。</p> <p>2 取組要件 現地確認。出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(出荷契約書、販売伝票、作業日誌等)による。 果樹については、前年度及び当年度の水田台帳、現地確認結果。</p>					
成果等の確認方法	令和3年12月末までに以下の方法で確認する。 ・作付面積は、交付対象面積を集計する。					
備考	令和3年度の取り組みの検証を行い、効果が確認できれば次年度以降も支援を継続する。					

課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

(別表3) 整理番号5 : その他作物助成

品目一覧(丸森町)

区 分	作 物 名
野菜類 (60種)	<p>アスパラガス、ウリ、オクラ、カブ、かぼちゃ、カリフラワー、クワイ、ゴーヤ、ゴボウ、こまつな、コモチカンラン、こんにゃく、さといも、ししとう、シソ、シュンギク、しょうが、食用かんしょ、食用ギク、食用ばれいしょ、食用ほうずき、シロウリ、すいか、ズッキーニ、セリ、セルリー、だいこん、チンゲンサイ、ツケナ、つぼみ菜、つるむらさき、トウガラシ、ながいも、なす、なばな、ニラ、ニンニク、パセリ、ピーマン、ブントレッタ、ほうれんそう、マコモダケ、まるいも、みずな、ミツバ、ミョウガ、メロン、モロヘイヤ、ヤマイモ、雪菜、ラッキョウ、レタス、レンコン、ワサビ、椎茸、シドケ、ぜんまい、カラシナ、落花生(生出荷)、キクイモ</p>
花き・花木類 (13種)	<p>アスター、アストロメリア、カーネーション、ガーベラ、クリスマスローズ、サカキ、宿根かすみそう、トルコギキョウ、ナンテン、バラ、マツ、ゆり、リンドウ</p>
果樹類 (13種)	<p>うめ、おうとう、キウイフルーツ、ぎんなん、くり、クルミ、サクランボ、西洋なし、日本なし、びわ、もも、ゆず、りんご</p>
その他 作物類 (1種)	<p>たばこ</p>

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	丸森町水田農業推進協議会	整理番号	6(継続)			
用途名	二毛作助成					
対象作物	野菜(対象となる作物は別表4のとおり)(二毛作)					
単 価	5,000円/10a					
課 題	<p>丸森町の経営体における収益力を向上するため、主食用米に変わる収益力の基幹となる作物を生産販売する必要がある。露地野菜を中心とした水田農業ビジョンで推進する振興特産作物の作付け拡大を図るとともに施設園芸の取り組みを支援し、園芸作物の産地化を推進し、収益性の高い農業を目指す必要がある。また、JA系統との連携や地元直売所での販売を更に促し需要の拡大を図るとともに、安定的な供給に努める必要がある。</p> <p>このことから、本町では、水稻への依存割合を下げ園芸作物の拡大を図り、農業者の販売収入増大のため、二毛作の取組面積を増加させることにより、収益力の向上を図る必要がある。</p> <p>なお、令和2年度実績を検証した結果、令和元年東日本台風の影響により、目標値から1.7ha減少している。また、農業者の高齢化等の影響により畑地に未利用地が増え、園芸農家が転作田以外の畑地に作付農地を求めた結果、二毛作への取組に手が回らず、二毛作の取組面積が減少している状況である。令和3年度は労働力不足解消のためシルバー人材の活用など生産体制を整える取組として町単事業である園芸特産振興事業等により支援し、取組面積の増加推進を図る。</p> <p>令和2度の作付面積は1.1haにとどまっており、台風被害の影響を鑑みて目標を2.2haに設定し、達成を目指す。</p>					
目 標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	二毛作の 取組面積	目標	2.8ha	2.2ha	2.4ha	2.8ha
		実績	1.1ha	-	-	-
内 容	水田の有効活用と食料自給率向上のため、対象作物を二毛作により作付けする農業者等に対し、作付け面積に応じて定額助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取り組む農業者または集落営農とする。</p> <p>2 取組要件 野菜(作物名は別表4のとおり)を実需者へ収穫・出荷・販売を行うこと。</p>					
取組の 確認方法	<p>1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書。出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(出荷契約書、販売伝票、作業日誌等)による。</p> <p>2 取組要件 現地確認。二毛作作物の出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(出荷契約書、販売伝票、作業日誌等)による。</p>					
成果等の 確認方法	令和3年12月末までに以下の方法で確認する。 ・取組面積は、交付対象面積を集計する。					
備考	令和3年度の取り組みの検証を行い、効果が確認できれば次年度以降も支援を継続する。					

課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

(別表4) 整理番号6 : 二毛作助成

品目一覧(丸森町)

区 分	作 物 名
野菜類 (59種)	インゲン、ウリ、枝豆、おおば、オクラ、カブ、かぼちゃ、 カリフラワー、キャベツ、きゅうり、クワイ、ゴーヤ、 こまつな、コモチカンラン、さといも、ししとう、 シソ、じゅうねん、シュンギク、 食用かんしょ、食用ギク、食用ばれいしょ、食用ほうずき、 シロウリ、すいか、ズッキーニ、セリ、セルリー、そら豆、スナップエンドウ だいこん、たまねぎ、チンゲンサイ、ツケナ、つぼみ菜、 つるむらさき、とうもろこし、トマト、 なす、なばな、ニラ、にんじん、ニンニク、ねぎ、白菜、 パセリ、ピーマン、プンタレッラ ほうれんそう、まるいも、みずな、ミツバ、 メロン、モロヘイヤ、ヤーコン、雪菜、ヨモギ、 ラッキョウ、レタス

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	丸森町水田農業推進協議会		整理番号	7(継続)		
使途名	団地化促進加算(1ha以上4ha未満)					
対象作物	大豆、飼料作物(飼料作物は別表1のとおり)、飼料用米、WCS用稲(基幹作物)、そば					
単 価	5,000円/10a					
課 題	<p>丸森町の経営体における収益力を向上するため、主食用米に変わる収益力の基幹となる作物を生産販売する必要がある。</p> <p>団地化面積については、令和2年度は13.9ha(1ha以上4ha未満)で本町全体転作面積のわずか1.6%であり、令和元年東日本台風の影響により3.4ha減少している。大豆については、作付面積が1.1ha、飼料用米及びWCS用稲、飼料作物については、町内には乳牛1,699頭、肉牛642頭と需要があり、対象作物の各作付け農地の団地化面積を増加させることにより、各作物の労働コスト(労働時間の削減を目指す、団地化取組面積及び削減効果については、1経営体で対象作物の複数作付けに取り組んでおり、対象作物の団地化取組面積の合計及び10aあたりの年間労働時間の合計をもって目標とする。</p> <p>令和2年度については、台風の影響により面積が減少したものの生産者の農地集積が進んだことにより大豆、WCS用稲を除き目標を達成している。WCS用稲については、4ha以上の団地加算で対象となったほか、作付面積は増加しているものの、団地化促進加算には該当とならなかった圃場があったため、目標へは至らなかった。飼料作物、飼料用米については、概ね計画どおりの作付となった。</p> <p>令和3年度については、過去最大の転換を実現するためにも対象作物への転換が急務であるため、対象作物にそばを加える。飼料用米については8.5ha、大豆は1.2ha、飼料作物7ha、WCS用稲は1.0haに目標設定し、達成を目指す。</p> <p>令和2年度の年間労働時間については、災害関係事業を優先したことにより調査、検証できなかったが、令和元年度の45.6h/10aと同程度と見込み、令和3年度は水田農業推進協議会の推進目標の45.4h/10aを目指す。</p>					
目 標	団地化取組面積 ・10aあたりの労働時間	目標	令和2年度 大豆 1.2ha 飼料作物 6.5ha 飼料用米 4.9ha WCS用稲 1.0ha 合計 13.6ha 45.4h/10a	令和3年度 大豆 1.2ha 飼料作物 7.0ha 飼料用米 8.5ha WCS用稲 1.0ha そば 2.5ha 合計 20.2ha 45.4h/10a	令和4年度 大豆 1.2ha 飼料作物 7.5ha 飼料用米 9.0ha WCS用稲 1.0ha そば 2.5ha 合計 21.2ha 45.4h/10a	令和5年度 大豆 1.5ha 飼料作物 8.0ha 飼料用米 9.5ha WCS用稲 1.0ha そば 2.8ha 合計 22.8ha 45.4h/10a
		実績	大豆 1.1ha 飼料作物 6.5ha 飼料用米 6.3ha WCS用稲 0.0ha 合計 13.9ha 45.6h/10a	-	-	-
内 容	対象作物を団地化して作付けした場合、作付け面積に応じて、作付けを行なった農業者等に対し定額助成する。 単価については土壌改良、肥料、薬剤等に要する経費を想定しており、対象作物の継続的な生産ができるように設定した。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 大豆については、実需者等に出荷・販売することを目的として、交付対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。 飼料作物については、自家利用または実需者との利用供給協定により交付対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。 飼料用米・WCS用稲については、実需者等に出荷・販売することを目的にした場合、もしくは自家利用または実需者との利用供給協定等により交付対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。 そばについては、実需者等に出荷・販売することを目的として、交付対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。</p> <p>2 取組要件 大豆については、実需者等との出荷・販売契約等を締結し、収穫・出荷・販売を行うこと。 飼料作物については、自家利用または実需者との利用供給協定等を締結し、生産・収穫・出荷・販売を行うこと。 飼料用米、WCS用稲については、自家利用または実需者との利用供給協定等を締結し、生産・収穫・出荷・販売を行うこと。 飼料用米については、新規需要米取り組み計画の認定を受けることとし、区分管理の取り組みとする。 WCS用稲、青刈り稲、わら専用稲については、新規需要米取り組み計画の認定を受けること。 そばについては、実需者等に出荷・販売すること。 対象作物については、1作物につき1ha以上の連担団地を構成し、団地の面積が2ha以上3ha未満の場合は2作物以内、3ha以上4ha未満の場合は3作物以内に統一されていること。 連担していることの判定は、各作物の作付け状況をほ場位置図に記し、一団となっていることをもって行うものとする。なお、同一作業地域において作業の連続性が確保できると認められる場合においては、一団とみなすことができる。連担していることの判定に当たっては対象作物と同じ作物が作付けされている畑地、農業用施設及び団地を構成する農業者の自宅が介在しても構わないものとする。</p>					
取組の確認方法	<p>1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書、出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(出荷契約書、販売伝票、作業日誌等)による。利用供給協定書。</p> <p>2 取組要件 現地確認。出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類(出荷契約書、販売伝票、作業日誌、自家利用計画書、利用供給協定書等)による。 新規需要米認定結果通知書の写し 団地化計画図、ほ場位置図、現地確認による。</p>					
成果等の確認方法	令和4年2月末までに以下の方法で確認する。 団地化面積は、交付対象面積を集計する。 労働コスト(労働時間)は、地域の代表的な農業者からの聞き取りによる。					
備考	定着度が高い現状から、定着度の低い取組要件への見直しは必要と考えられるため、取組者への聞き取り調査等により、新たな個票の検討を行う必要がある。令和2年度において取組者への聞き取り調査を行う予定であったが災害関係事業を優先したことにより調査、検証できなかったことから、調査を令和3年度に実施し、令和4年度より新たな取組要件を設定する。 整理番号1及び2と重複助成は行わない。					

課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	丸森町水田農業推進協議会		整理番号	8(継続)		
使途名	複数年契約加算					
対象作物	飼料用米、米粉用米					
単 価	12,000円/10a					
課 題	<p>飼料用米及び米粉用米について、飼料工場、畜産農家等の需要者から、「安定的に供給して欲しい」という声があることから、飼料用米等が安定的に供給されるよう産地を誘導するため、複数年契約となるように推進していく必要がある。また、飼料用米については、生産コストの削減を図るため、併せて生産性向上の取組を行うことが重要である。</p> <p>なお、令和2年度の実績を検証した結果、安定的な需要と供給がなされている中であるため、継続した支援が必要である。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	飼料用米	複数年契約取組面積・数量	目標 43.7ha・216t	55.0ha・272t	65ha・321t	68ha・336t
			実績 43.7ha・216t	-	-	-
	作付面積・数量	目標 57ha・282t	80ha・396t	82ha・406t	85ha・420t	
		実績 57ha・282t	-	-	-	
	米粉用米	複数年契約取組面積・数量	目標 3.7ha・18t	3.7ha・18t	3.7ha・18t	3.7ha・18t
			実績 3.7ha・18t	-	-	-
	作付面積・数量	目標 3.7ha・18t	3.7ha・18t	3.7ha・18t	3.7ha・18t	
	実績 3.7ha・18t	-	-	-		
内 容	需要者との複数年契約(3年以上)に基づき、飼料用米・米粉用米を作付けする取組を支援する。					
具体的要件	<p>1 需要者側(需要者又は実需者団体)へ出荷・販売を目的としたものもしくは、自家利用を目的としたものとして、以下の要件を満たす3年以上の複数年契約(令和元年以降に新たに結んだ3年以上の契約)に基づき、対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農(複数年契約に係る新規需要米取組計画又は生産製造連携事業計画に位置付けられた者に限る。)による取組であること。 生産者側(生産者又は生産者団体のいずれか)と需要者側(需要者又は需要者団体のいずれか)の契約であること。 販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格(契約価格の設定方法を含む)が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。 複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること。</p> <p>2 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画又は米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律に定める生産製造連携事業計画の認定を受けていること。</p> <p>3 飼料用米については、生産性向上のための課題に対する取組として、別紙1の取組のうち1つ以上に取り組むこと。</p> <p>4 飼料用米を自らの畜産経営に供する目的で生産する者又は、米粉用米を自家加工品(販売目的)の製造原料に供する目的で生産する者が行う取組についても、3年以上確実に取り組む場合には支援対象とする。</p>					
取組の確認方法	<p>以下の書類及び現地確認により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書及び営農計画書 ・新規需要米取組計画書又は生産製造連携事業計画及びその添付書類(新規需要米出荷契約数量等 農業者別一覧表、複数年契約に係る販売契約書等) ・販売伝票、作業日誌、自家利用計画書等の収穫・出荷・販売を行ったことがわかる書類 ・別紙の生産性向上の取組を行ったことがわかる書類 ・新規需要米自家加工販売計画書 					
成果等の確認方法	<p>○令和3年12月までに、以下の書類等により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組面積・支払対象面積 ・作付面積・数量:新規需要米認定結果報告書又は生産製造連携事業計画に係る認定通知書 					
備考	令和3年度の取り組みの検証を行い、効果が確認できれば次年度以降も取組者へ有利性を説明し支援を継続する。					

課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
 令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

(別紙1)

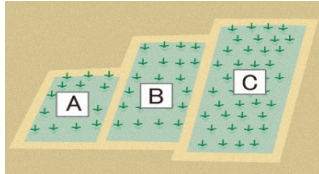
生産性向上のための取組

取組内容	備考
多収品種の導入	
不耕起田植技術	
排水対策 (明暗きょ排水の整備、心土破碎)	
育苗・移植作業の省力化 (直は栽培、乳苗移植、プール育苗、密苗栽培、疎植栽培)	
土づくり (堆肥の施用、ケイ酸質資材の施用)	
肥料の低コスト化、省力化 (土壌分析・生育診断を踏まえた施肥、流し込み施肥、側条施肥)	
農薬の低コスト化、省力化 (種子の温湯消毒、農薬の苗箱播種同時処理、農薬の田植同時処理、共同防除)	
立毛乾燥	
担い手が行う取組	農地中間管理機構の借受者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農、人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体
集積・団地化	1ha以上の団地化が対象(連坦については別紙2を参照)
施設・機械の共同利用	
収穫・流通体制の改善 (フレコン・バラ出荷、オペレータやコントラクタ等への作業委託)	
地域内流通	丸森町内の需要者への出荷

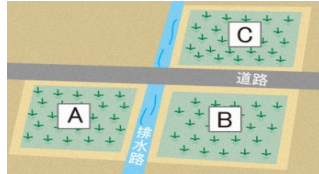
別紙2 団地化における連担等の要件

同一の農業者によって経営(農作業受託は除く)される2筆以上の農地がまとまりを構成しているもの。

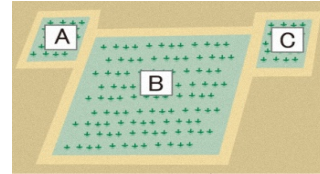
2筆以上の農地がまとまりを構成しているとは、一連の農作業を継続するのに支障がないものとして、以下のいずれかに該当する場合。



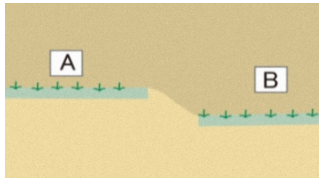
2筆以上の農地が畦畔で接続しているもの



2筆以上の農地が農道又は水路等を挟んで接続しているもの



2筆以上の農地が各々一隅で接続し、農作業の継続に大きな支障のないもの



段状をなしている2筆以上の農地の高低の差が農作業の継続に影響しないもの



2筆以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	丸森町水田農業推進協議会	整理番号	9(継続)			
使途名	そば振興助成					
対象作物	そば(基幹作物)					
単 価	20,000円/10a					
課 題	<p>丸森町の経営体における収益力を向上するため、主食用米に変わる収益力の基幹となる作物を生産販売する必要がある。そばの作付けを行っている経営体においては、作付け拡大を図り、収益性の高い農業を目指す必要がある。</p> <p>また、JA系統との連携や地元直売所での販売を更に促し需要の拡大を図るとともに、安定的な供給に努める必要がある。</p> <p>なお、令和2年度実績を検証した結果、そばについては、地区説明会の開催などの啓発事業や助成制度の充実など支援事業や、町内需要量の増加などにより増加してきたが、台風被害の影響等によりわずかに減少し、目標を達成しなかったが、引き続き、販売農業者、集落営農組織等を中心に啓発及び支援事業を継続していく。なたねについては、ここ数年の間、生産者がいない状況であり、大規模農家や集落営農法人への聞取りでも今後の作付けの見込めないことから、令和3年度については、対象作物から除外する。</p> <p>このことから、本町では、対象作物の作付け農地の作付け面積を増加させることにより、経営体における収益力の向上を図る必要がある。</p> <p>令和3年度は、水田農業推進協議会の推進目標3.8haを目指す。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積	目標	そば:2.8ha なたね:0.2ha	そば:3.8ha	そば:3.8ha	そば:3.8ha
		実績	そば:2.5ha なたね:0.0ha	-	-	-
内 容	地域で振興するそば、なたねを作付けした場合、作付け面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 対象作物の生産・出荷・販売に取り組む販売農家又は集落営農。</p> <p>2 対象作物 需要者等との出荷・販売契約等を締結し、収穫・出荷・販売を行なうこと。</p>					
取組の 確認方法	<p>1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書、出荷販売契約書、販売伝票。必要に応じて、出荷・販売・収穫・肥培管理等を行なったこと分かる書類(作業日誌等)。</p> <p>2 対象作物 現地確認及び出荷販売契約書、販売伝票。必要に応じて、出荷・販売・収穫・肥培管理等を行なったこと分かる書類(作業日誌等)。</p>					
成果等の 確認方法	令和3年12月末までに以下の方法で確認する。 ・作付面積は、交付対象面積を集計する。					
備考	令和3年度の取り組みの検証を行い、効果が確認できれば次年度以降も支援を継続する。					

課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	丸森町水田農業推進協議会		整理番号	10(継続)		
使途名	飼料用米わら利用等(耕畜連携)					
対象作物	飼料用米生産ほ場の稲わら(基幹作物)					
単 価	10,000円/10a(2回目の配分時に上限単価:13,000円/10a)					
課 題	<p>丸森町の経営体における収益力を向上するため、主食用米に変わる収益力の基幹となる作物を生産販売する必要がある。水田フル活用の基幹作物として、産地交付金を活用した直播栽培等による低コスト化を図りながら、飼料用米の作付拡大を推進する必要がある。令和2年度の耕畜連携の取組面積は、51haで、町内和牛642頭に対する需要量換算面積321haの15.8%程度となっているため、地元畜産農家での利用を促し安定的な供給に努め、経営体における低コスト化、収益力の向上を図る必要がある。</p> <p>なお、令和2年度実績を検証した結果、目標値である62.5haから実績値で51haと目標を大きく下回る原因としては、令和元年東日本台風による被害に加え、飼料用米から主食用米へ転換する農業者が増加したことや、集落営農組織が積極的に水稲から高収益作物への転換に取組んだこと等が考えられる。</p> <p>加えて、飼料用米作付面積(57.2ha)に対して耕畜連携の取組面積(51ha)は、定着度(89.1%)の高さについて検証した結果、町内需要量に対する供給量(15.8%)の低さが懸念され、需要者との安定取引が行われているとは言えず、畜産農家への安定的なわら供給を図るには、本助成が単独で解決出来る課題ではないため、整理番号2、7、8の助成と本助成が両輪となり支援することが必要と考えられる。</p> <p>しかし、定着度が高い現状から、より定着度の低い取組要件への見直しは必要と考えられるため、取組者への聞き取り調査等により、新たな個票の検討を行う必要がある。令和2年度において取組者への聞き取り調査を行う予定であったが災害関係事業を優先したことにより調査、検証できなかったことから、調査を令和3年度に実施し、令和4年度より新たな取組要件を設定する。</p> <p>このことから、令和2年度の作付面積は51haにとどまっているが、各支援を継続し生産体制を整えることで目標を達成できると思われるので、当初目標のとおり令和5年度には水田農業推進協議会の推進目標64.2ha、需要量に対する割合20%を目指す。</p>					
目 標	・耕畜連携の取組面積 ・需要量に対する割合	目標	令和2年度 65.2ha 21.0%	令和3年度 58ha 18.1%	令和4年度 62.5ha 19.5%	令和5年度 64.2ha 20.0%
		実績	51ha 15.8%	-	-	-
内 容	利用供給協定に基づき実施する飼料用米生産ほ場の稲わら利用等を取り組んだ場合に支援する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 自家利用または連携の相手方となる者との間に利用供給協定を締結する農業者又は集落営農とする。 利用供給協定書に含まれる事項は(別表5)のとおり。</p> <p>2 対象作物 自家利用または利用供給協定に基づき実施する飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取り組みであり、下記の要件を全て満たしていること。 新規需要米取り組み計画の認定を受けること。 利用供給協定書を締結すること。又、自家利用の場合は、自家利用計画書を提出すること。 別表5の取り組みメニューのうち1つ以上の取り組みを実施すること。 (直播栽培、温湯消毒、側条施肥、疎植栽培、立毛乾燥等) 当年産において、飼料用米の作付けが行われる水田であること。 そのわらが確実に飼料として利用され、且つ、その子実が飼料、又は、飼料の種苗として利用される稲の作付けであること。 刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期(自家利用者も同様とする)としていること。</p>					
取組の 確認方法	<p>1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書、利用供給協定書</p> <p>2 対象作物 新規需要米認定結果通知書の写し。 自家利用計画書、利用供給協定書 現地確認及び販売伝票、作業日誌等の出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類。必要に応じて写真・作業日誌等の技術導入が分かる書類。</p>					
成果等の 確認方法	令和3年12月末までに以下の方法で確認する。 ・取組面積は、交付対象面積を集計する。					
備 考	定着度が高い現状から、定着度の低い取組要件への見直しは必要と考えられるため、取組者への聞き取り調査等により、新たな個票の検討を行う必要がある。令和2年度において取組者への聞き取り調査を行う予定であったが災害関係事業を優先したことにより調査、検証できなかったことから、調査を令和3年度に実施し、令和4年度より新たな取組要件を設定する。					

課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

別表 5

1) 産地交付金の飼料用米（一般栽培）の低コスト化に関するメニューの一覧表

	取組内容	具体的内容	確認書類等
	【コスト低減のための技術】		
1	・直播栽培		・作業日誌又は水稲共済の加入データ
2	・密苗（密播）栽培		・作業日誌
3	・温湯種子消毒		・温湯消毒器写真及び作業日誌等，購入伝票
4	・稲わら又は堆肥施用による土づくり		・堆肥購入伝票及び作業日誌
5	・大豆跡復元田の活用		・前年の野帳確認
6	・側条施肥同時移植		・機械の写真，作業日誌
7	・肥効調節型肥料の施肥		・肥料購入伝票及び作業日誌
8	・育苗箱全量施肥		・作業日誌，購入伝票
9	・疎植栽培	約35～ 株/坪(減収に繋がる疎植は行わないこと)	・作業日誌及び確認野帳
10	・乳苗移植栽培		・作業日誌
11	・プール育苗		・育苗施設の写真
12	立毛乾燥	通常の成熟期から2週間程度ほ場で乾燥し水分を減少させる(ただし，鳥害や脱粒防止から概ね10月中の刈取が望ましい。)	・作業日誌
13	・フレコン出荷	紙袋でなく大容量のフレコンにより出荷を行うこと(自家利用の場合はフレコンによる管理)	・出荷伝票，専用機械写真，作業日誌
14	【共同乾燥施設利用】 ・CE・RCの活用	作業の効率化のため共同乾燥施設を利用	・使用料明細
15	【組織的取組】 ・集落営農	規約を作成し共同販売経理していること	・規約(写)，通帳(写)
16	・生産組合	農業用施設・機械の共同利用により効率化を行っている販売権を有した集まり(原則5戸以上)	・規約(写)，名簿(写)

2) 利用供給協定に含まれるべき事項

<p>わら利用(わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場のわら利用の取組)</p> <p>(1) 取組の内容</p> <p>(2) わらを生産する者</p> <p>(3) わらを収集する者</p> <p>(4) わらを利用する者</p> <p>(5) ほ場の場所及び面積</p> <p>(6) 刈取り時期</p> <p>(7) 利用供給協定締結期間</p> <p>(8) わら取引の条件(作業分担及び品代・経費の負担)</p> <p>(9) その他必要な事項</p>

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	丸森町水田農業推進協議会		整理番号	11(継続)		
使途名	新市場開拓用米助成					
対象作物	新市場開拓用米					
単 価	20,000円/10a					
課 題	<p>主食用米の需要減少が続く中、需要に応じた生産を進める必要がある。特に将来的に大きな需要が見込まれる新たなマーケットを切り拓いていくことはきわめて重要な課題であるため、主食用米から新市場開拓米へ転換を図る必要がある。</p> <p>また、令和2年度実績を検証した結果、大規模農家や集落営農組織を中心に話し合いなど検討が行われている状況であり、現状維持したまま継続していく必要があると考える。</p> <p>このため、主食用米から新市場開拓用米への転換を図る必要がある。よって、令和3年度には水田農業推進協議会の推進目標の1.0haを目指す。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積	目標	1.0ha	1.0ha	1.0ha	1.0ha
		実績	0.0ha	-	-	-
内 容	需要者と出荷・販売契約を締結し、新市場開拓用米へ転換する取り組みを支援する。					
具体的要件	<p>1, 助成対象者 需要者に出荷・販売することを目的として対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織とする。</p> <p>2, 取組要件 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取り組み計画の認定を受けること。</p>					
取組の 確認方法	<p>1, 助成対象者 交付申請書及び営農計画書、出荷契約書、販売伝票、作業日誌等で対象者を確認する。</p> <p>2, 取組要件 新規需要米認定結果通知書</p>					
成果等の 確認方法	令和3年12月末までに、新規需要米生産集出荷数量一覧表及び販売伝票で確認する。					
備考	次年度以降の取組は、令和3年度の取り組みの検証を行い、課題を整理したうえで検討することとする。					

課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	丸森町水田農業推進協議会		整理番号	12(継続)	
使途名	営農再開支援地力増進作物助成				
対象作物	地力増進作物(クローバー、レンゲ、ヘアリーベッチ、クロタリヤ、セスパニア、エンバク、ソルガム、イタリアンライグラス、テフグラス、ライムギ、麦類、ヒマワリ、カラシナ、マリーゴールド、ソバ)				
単 価	10,000円/10a (上限単価20,000円/10a)				
課 題	<p>令和元年東日本台風により被災した水田の内、営農再開が困難な水田に限定して、地力増進作物の作付を行う取組に対して支援する。県設定枠でも掛り増し経費に対して支援を行うものの、本町は宮城県内でも特に被害が甚大であるため、被災農業者の営農再開に係る障害を少しでも取り除くため、掛り増し経費の残りの一部を追加で支援する必要がある。播種やすき込みが容易であるヘアリーベッチ、テフグラス等を対象作物として推奨し、早期の営農再開に取り組み生産者に対して強力に支援を行う。</p> <p>令和2年度の被災水田地力増進作物助成の交付対象水田のうち主に中山間地域(一部平地も含む)については、災害復旧工事の完了及び営農再開が令和4年度以降となっている農地が大半である。要因としては、被害が広範囲にわたり、被害箇所も多いことから、被害調査及び詳細測量に時間を要したことが考えられる。令和2年中に工事が完了し、令和3年度営農再開できる面積は県営工事分のみで、約82haが予定されているが、町営分及び県営分(一部)である約106haは令和3年度以降に工事が発注される見込みである。</p> <p>受益地における作付けを継続し、農家営農意欲の維持による地域農業の継続が重要であるとともに、町として地域の実情に応じた販売作物の作付け(中山間部については鳥獣被害が少ないえごま等、他地域については町振興特産作物(ブロッコリー、キク等))を推進していくとともに、引き続き、被災水田においては、災害復旧工事の進捗状況や被害状況等を鑑みながら、収益性の高い作物の作付を推進する。また、地力増進作物の取組を契機とした集落営農組織化、法人化に向けた取組を進めている地域もある他、中山間地域では災害復旧工事の完了及び営農再開が令和4年以降となる見込みである。これらのことから、復旧後に持続的で収益性の高い農業への転換を強力に推進していくため、被災水田では地力増進作物への支援も継続し、復旧工事が終わるまでの間、交付対象とする。</p> <p>令和3年度の目標として、地力増進作物の作付面積目標は、令和3年度に復旧工事が必要な被災水田106haのうち、作付率を65%とし、37.1haとする。</p> <p>なお、被災水田への営農再開支援であることから、被災水田の復旧工事が完了するまでの支援とする。</p>				
目 標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積	目標 92ha	37.1ha	26.5ha	0ha
		実績 93.6ha		-	-
内 容	令和元年東日本台風の災害により復旧工事が必要となり、販売目的での作物の作付けが困難な被災水田において、対象作物を作付けし、次年度以降の所得増加に寄与する取組を支援する。				
具体的要件	<p>1 助成対象者 令和元年東日本台風により水田が被災し、販売目的の作物を作付け出来ない農業者又は集落営農組織、法人</p> <p>2 取組要件 令和3年度以降に復旧工事が必要な被災水田において、対象作物を作付けすること。 令和3年度中に復旧工事が着工される水田においては、復旧工事期間と対象作物の生育期間との整合性がとれていること。 揚水機場や用排水路等の被災等により用水確保が出来ない被災水田において、対象作物を作付けすること。 復旧工事の完了後に販売目的の作物を作付けすること。作付を行わなかった場合、当該交付分の返還に応じることについて同意していること。</p>				
取組の 確認方法	<p>1 助成対象者 営農計画書又は交付申請書、農地台帳、水田台帳、災害復旧所管課から提供される被災水田の農地データ等</p> <p>2 取組要件 営農計画書、対象作物の種子購入伝票、現地確認、作業日誌、復旧工事対象であることが分かる書類。 工事工程表 営農計画書、必要に応じて現地確認</p>				
成果等の 確認方法	令和3年12月末までに、以下の方法で確認する。 地力増進作物の作付面積については、営農計画書及び交付申請書により集計し、復旧工事の完了後に販売目的の作物を作付けしたことの確認は、作付年度の営農計画書等にて確認を行う。				
備 考	令和元年東日本台風による被災水田に限る。 次年度以降については、被災農地における地力を回復・増進し、甚大な被害を受けた地域における集落営農組織化、法人化等による持続的で収益性の高い農業の推進が必要であることから、工事完了までの間、交付対象とする。				

課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。
目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
令和3年度から新規に設定した目標については、令和2年度の目標の記載は不要です。